様式第６号（第９条関係）

　　　年　　　月　　　日

　（認定事業者　名称・代表者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大　阪　府　知　事

大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める

障害者等の職場環境整備等支援組織の認定取消通知書

　大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める障害者等の職場環境整備等支援組織の認定等実施要綱の認定について、次の理由により認定を取り消しすることとしたので、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める障害者等の職場環境整備等支援組織の認定等実施要綱第９条第２項の規定により通知します。

１　認定取消理由

　大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に定める障害者等の職場環境整備等支援組織の認定等実施要綱第９条第１項第　　号の規定による。

＜参考＞

（認定の取消し）

第９条　知事は、支援組織の認定を受けた者が、条例第１１条の二第４項に規定するほか、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

（１）支援組織が、その営業を廃止又は休止したとき。

　（２）申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。

　（３）支援組織の活動を行うに当たって、不誠実又は不正な行為があったと知事が

認めるとき。

　（４）他の支援組織の活動等を妨害したとき。

　（５）支援組織が活動を行うに当たって、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。

　（６）条例第十一条の二第３項に規定する知事からの求めに応じないとき。

　（７）その他、認定にふさわしくないと知事が認めるとき。